

議案第 85 号

守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険条例（昭和 34 年守谷町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽」を「又は虚偽」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 8 月 28 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
85 号	1

## 提案理由（議案第85号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードと健康保険証が原則一体化されることにより、国民健康保険法の被保険者証に関連する規定が改正されたことに伴い、守谷市国民健康保険条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
85号	2

守谷市国民健康保険条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合_____において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第21条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

議 案 号 85号	頁 数 3
--------------	----------

参考資料